



# 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の 工事費用の負担について（通知）

技術基準の種類: 例規  
通知日 : 平成 6 年 8 月 2 2 日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

受管第 3 3 4 号  
平成 6 年 8 月 2 2 日

土木部長

## 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の 工事費用の負担について（通知）

このことについて、建設省都市局、河川局、道路局から別添のとおり通知がありました。については、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和 4 3 年 8 月 1 日付け建設省都街発第 3 1 号、建設省河治発第 8 7 号、建設省道総発第 2 4 0 号建設省都市局長、建設省河川局長、建設省道路局長通達。「三局長通達」）の活荷重の適用等について、これに従い取り扱ってください。また、貴課、所職員にお知らせしていただくようお願いいたします。

建設省都街発第 2 5 号  
建設省河治発第 5 8 号  
建設省河都発第 1 7 号  
建設省河防発第 7 8 号  
建設省河砂発第 3 9 号  
建設省道有発第 3 2 号  
建設省道高発第 3 号  
建設省道一発第 1 2 号  
建設省道二発第 8 号  
建設省道地発第 1 7 号  
建設省道市発第 2 号  
平成 6 年 7 月 1 8 日

各都道府県土木担当部長殿

建設省都市局	街路課長
建設省河川局	治水課長
建設省河川局	都市河川室長
建設省河川局	防災課長
建設省河川局	砂防部砂防課長
建設省道路局	有料道路課長
建設省道路局	高速国道課長
建設省道路局	国道第一課長
建設省道路局	国道第二課長
建設省道路局	地方道課長
建設省道路局	市町村道室長

## 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

平成 5 年 1 1 月 2 5 日の道路構造令の改正に伴い、同日付けで「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 5 年 1 1 月 2 5 日付け建設省都街発第 7 2 号、建設省道企発第 9 3 号建設省都市局長、建設省道路局長通達）により道路橋示方書が一部改訂されたところである。

標記については、今後とも「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和 4 3 年 8 月 1 日付け建設省都街発第 3 1 号、建設省河治発第 8 7 号、建設省道総発第 2 4 0 号建設省都市局長、建設省河川局長、建設省道路局長通達。以下「三局長通達」という。）によることとするが、改訂後の活荷重を適用する場合には、以下の通り取り扱うこととしたので通知する。

なお、都道府県においては、貴管下市町村及び地方道路公社に対しても周知されたくお願いする。

## 記

1. 従前の活荷重を適用した橋梁を、B 活荷重を適用して架け替える場合には、三局長通達でいう「質的改良」にあたるものとして取り扱い、A 活荷重を適用して架け替える場合には「質的改良」にあたらぬものとして取り扱うものとする。ただし、「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」（昭和 4 8 年 4 月 2 5 日付け建設省都街発第 1 5 号、建設省道企発第 2 6 号、建設省都市局長、建設省道路局長通達）による T T - 4 3 の荷重及び「橋、高架の道路等の技術基準における活荷重の取扱いについて」（平成 5 年 3 月 3 1 日付け建設省都街発第 2 1 号、建設省道企発第 2 7 号、建設省

都市局街路課長、建設省道路局企画課長通達)による暫定荷重を適用した橋梁をB活荷重を適用して架け替える場合並びに市町村道(地方自治法第二百五十二条の十九による指定都市に係るものを除く。)について従前の一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合には、「質的改良」にあたらぬものとして取り扱うものとする。

2. 従来から橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としており、今後ともこの方針によるものとするが、河川工事により従前の一等橋を架け替える必要があり、設計荷重の増大のみにより質的改良にあたることとなる場合において、道路に改築計画がない場合には、例外として、河川管理者の負担により道路構造令等の規定に基づきB活荷重を適用して架け替えることとする。

3. 上記の費用負担方法を適用するにあたっての活荷重は、当該橋梁の当初架設時の活荷重を用いるものとする。

4. 既存の橋梁が河川管理施設等構造令の基準を著しく満足せず、治水上緊急に架け替えが必要な場合においては、活荷重の改訂に伴う補修等を実施することによって架け替えに遅延が生ずることがないように、河川管理者と道路管理者が相互に調整を図っていくものとする。

事務連絡  
平成6年7月18日

北海道開発局	河川計画課長補佐殿 道路建設課長補佐殿
沖縄総合事務局	河川課長殿 道路建設課長殿
各地方建設局	河川計画課長殿 道路計画第一課長殿
各都道府県	都市計画担当課長殿 河川担当課長殿 道路(建設・整備)課長殿
各指定市	都市計画担当課長殿 河川担当課長殿 道路(建設・整備)課長殿
日本道路公団	管理課長殿 計画第一課長殿
首都高速道路公団	工務企画課長殿
阪神高速道路公団	工務第一課長殿
本州四国連絡橋公団	工務第一課長殿

建設省都市局街路課	課長補佐
建設省河川局治水課	課長補佐
都市河川室	課長補佐
防災課	課長補佐
砂防課	課長補佐
建設省道路局有料道路課	課長補佐
高速国道課	課長補佐
国道第一課	課長補佐
国道第二課	課長補佐
地方道課	課長補佐
市町村道室	課長補佐

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

標記については、平成6年7月18日付け建設省都街発第25号、建設省河治発第58号、建設省河都発第17号、建設省河防発第78号、建設省河砂発第39号、建設省道有発第32号、建設省道高発第3号、建設省道一発第12号、建設省第二発第8号、建設省道地発第17号、建設省道市発第2号、関係課長、室長連名の通達により、道路橋示方書の改訂後の活荷重を適用した場合の取り扱いを通知したところであるが、運用にあたっては同通達によるほか、下記の点に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

なお、都道府県においては、貴管下市町村及び地方道路公社に対しても周知されたくお願いする。

記

1. 「河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について(案)」(昭和50年7月1日)の特例費用負担を適用する場合には、本文2の表中の「2等橋に改築する場合」を「A活荷重を適用して改築する場合」に、「1等橋に改築する場合」を「B活荷重を適用して改築する場合」に読み替えて運用することとする。
2. 「暫定荷重を適用する橋梁の架け替えの取り扱いについて」(平成5年10月12日付け事務連絡)は廃止する。